

別紙1

根拠条文	仕様	省令料金 [単位:万円]	試験料金 [単位:万円]	審査料金 [単位:万円]
法第2条第7号	非耐力壁の30分耐火構造	101	66	35
	非耐力壁の60分耐火構造	106	71	35
	耐力壁の60分耐火構造	141	106	35
	耐力壁の120分耐火構造	147	112	35
	柱の60分耐火構造	132	97	35
	柱の120分耐火構造	143	108	35
	柱の180分耐火構造	153	118	35
	床又ははりの60分耐火構造	139	104	35
	床又ははりの120分耐火構造	149	114	35
	はりの180分耐火構造	158	123	35
屋根又は階段の30分耐火構造	126	91	35	
法第2条第7号の2	非耐力壁の30分準耐火構造	99	64	35
	非耐力壁の45分準耐火構造	106	71	35
	耐力壁の30分準耐火構造	135	100	35
	耐力壁の45分準耐火構造	141	106	35
	柱の45分準耐火構造	130	95	35
	床又ははりの45分準耐火構造	140	105	35
	屋根の30分準耐火構造	126	91	35
	軒裏の30分準耐火構造	99	64	35
	軒裏の45分準耐火構造	106	71	35
	階段の30分準耐火構造	126	91	35
法第2条第8号	非耐力壁の30分防火構造	99	64	35
	耐力壁の30分防火構造	135	100	35
	軒裏の30分防火構造	99	64	35
法第2条第9号		42	16	26
法第2条9号の2口		93	58	35
法第20条第1号	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	50		50
	床面積の合計が五百平方メートルを越え、三千平方メートル以内のもの	80		80
	床面積の合計が三千平方メートルを越え、一万平方メートル以内のもの	120		120
	床面積の合計が一万平方メートルを越え、五万平方メートル以内のもの	150		150
	床面積の合計が五万平方メートルを越えるもの	200		200
法第20条第2号イ及び第3号イ		150		150
法第22条第1項		68	33	35
法第23条	非耐力壁の20分準防火構造	99	64	35
	耐力壁の20分準防火構造	135	100	35
法第30条		82		82
法第31条第2項		40		40
法第37条第2号		32		32
法第63条		68	33	35
法第64条		93	58	35
令第1条第5号		64	38	26
令第1条第6号		64	38	26
令第20条の2第1号二		40		40
令第20条の3第2項第1号口		40		40
令第20条の7第1項第4号		40		40
令第20条の7第2項		40		40
令第20条の7第3項の認定に係る評価		40		40
令第20条の7第4項の認定に係る評価		40		40
令第20条の8第1項第1号口(1)		40		40
令第20条の8第1項第1号八		40		40
令第20条の8第2項		40		40
令第20条の7第1項第2号の表及び令第20条の8第2項		40		40
令第20条の9		40		40
令第22条		40		40
令第22条の2第2号口		40		40
令第29条		40		40
令第30条第1項		40		40
令第35条第1項		80		80

令第46条第4項の表1の(8)項		140		140
令第67条第1項		40		40
令第67条第2項		40		40
令第68条第3項		40		40
令第70条		117		117
令第79条第2項		40		40
令第79条の3第2項		40		40
令第108条の3第1項第2号	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	30		30
	床面積の合計が五百平方メートルを越え、三千平方メートル以内のもの	45		45
	床面積の合計が三千平方メートルを越え、一万平方メートル以内のもの	60		60
	床面積の合計が一万平方メートルを越え、五万平方メートル以内のもの	80		80
	床面積の合計が五万平方メートルを越えるもの	100		100
令第108条の3第4項	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	25		25
	床面積の合計が五百平方メートルを越え、三千平方メートル以内のもの	40		40
	床面積の合計が三千平方メートルを越え、一万平方メートル以内のもの	55		55
	床面積の合計が一万平方メートルを越え、五万平方メートル以内のもの	70		70
	床面積の合計が五万平方メートルを越えるもの	85		85
令第109条の3第1号		126	91	35
令第109条の3第2号八		126	91	35
令第112条第1項		97	62	35
令第112条第14項第1号		40	5	35
令第112条第14項第2号		40	5	35
令第112条第16項		40	5	35
令第113条第1項第3号		126	91	35
令第114条第5項		95	60	35
令第115条第1項第3号口		40		40
令第115条の2第1項第4号		126	91	35
令第115条の2の2第1項第1号	非耐力壁60分準耐火構造	114	79	35
	耐力壁60分準耐火構造	147	112	35
	柱60分準耐火構造	142	107	35
	床又ははりの60分準耐火構造	149	114	35
	軒裏60分準耐火構造	114	79	35
令第115条の2の2第1項第4号八	ひさし60分準耐火構造	99	64	35
令第126条の2第2項		40		40
令第126条の5第2号		40		40
令第129条の2第1項	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	35		35
	床面積の合計が五百平方メートルを越え、三千平方メートル以内のもの	50		50
	床面積の合計が三千平方メートルを越え、一万平方メートル以内のもの	70		70
	床面積の合計が一万平方メートルを越え、五万平方メートル以内のもの	90		90
	床面積の合計が五万平方メートルを越えるもの	110		110
令第129条の2の2第1項	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	35		35
	床面積の合計が五百平方メートルを越え、三千平方メートル以内のもの	50		50
	床面積の合計が三千平方メートルを越え、一万平方メートル以内のもの	70		70
	床面積の合計が一万平方メートルを越え、五万平方メートル以内のもの	90		90
	床面積の合計が五万平方メートルを越えるもの	110		110
令第129条の2の5第1項第3号ただし書		40		40
令第129条の2の5第1項第7号八	20分間損傷を生じないこと	115	80	35
	45分間損傷を生じないこと	117	82	35
	60分間損傷を生じないこと	119	84	35
令第129条の2の5第2項第3号		40		40
令第129条の2の7第3号		40		40
令第129条の4第1項第3号		50		50
令第129条の8第2項		30		30
令第129条の10第2項		40		40
令第129条の12第2項		50		50
令第129条の12第5項		40		40
令第129条の13の2第3号		40		40
令第129条の15第1号		40		40
令第136条の2第1号		40		40
令第144条第1項第1号口又は八(2)の認定に係る評価		50		50
令第144条第1項第1項第3号イの認定に係る評価		30		30

令第144条第1項第5号の認定に係る評価		40		40
令第145条第1項第2号		40		40
第1条の3第1項	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	25		25
	床面積の合計が五百平方メートルを越え、三千平方メートル以内のもの	35		35
	床面積の合計が三千平方メートルを越え、一万平方メートル以内のもの	45		45
	床面積の合計が一万平方メートルを越え、五万平方メートル以内のもの	70		70
	床面積の合計が五万平方メートルを越えるもの	100		100
第8条の3の認定に係る評価		140		140

試験を伴わない性能評価については、試験料金の欄が空欄となっている。